

平成30年 5月 2日

各 位

にいかわ信用金庫  
理事長 岸 和雄

## 不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、昨年11月の不祥事件発覚後の調査において、当金庫の職員による新たな不祥事件が判明いたしました。社会的、公共的使命を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、度重なる不祥事件を発生させ、お客様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、心よりお詫び申し上げます。今後は、このような不祥事件を起こさないよう信頼回復に向けて全力を挙げて努めて参ります。

### 記

#### 1. 今回公表する不祥事件等の概要

##### (1) 新たに被害が確認された事案

- ① 事故者 本部男性職員（55歳）（前回と別人）
- ② 発生店 本店営業部、魚津駅前支店
- ③ 発生期間 平成19年5月から平成29年9月
- ④ 事故金額 1,387万円（うち着服額 351万円）
- ⑤ 事件の概要

事故者は、遊興費や生活費等に費消する目的で、お客様から預かった定期預金作成依頼の現金や定期預金解約金等を着服しておりました。

なお、当該お客様へは定期積金証書を作成した上で定期預金証書と偽って交付し誤認させておりました。

また、お客様から集金した定期積金の毎月の掛込金を集金当日の入金とせず後日入金することでその間掛込金を自己のために費消しておりました。

#### 2. お客様への対応

ご迷惑をおかけしたお客様には、事情を説明したうえで謝罪し弁済を進めていきます。

### 3. 事故者及び関係者の処分

事故者及び関係者の処分は、調査が終了次第、規則に沿って厳正に対処いたします。

### 4. 再発防止と今後の対応

当金庫として、今回新たな不祥事件が発覚したことを厳粛に受け止め、これまで以上に範囲を広げて類似の事件等がないかを調査いたします。

また、再びこのような事態を起こさないよう、不祥事件対策委員会に加え既に設置されている特別調査委員会による事実関係確認・発生原因分析・再発防止策などの検証結果を踏まえ、抜本的な再発防止策を策定し、信頼回復に向け、役職員一同全力で取り組んでいく所存であります。

以 上

#### 【本件に関するお問い合わせ】

澤本(担当理事)、梅澤(担当部長)

TEL : 0765-24-1214 (代表)